

*特に区別を要する場合を除き、上場会社・3月決算会社・監査役会設置会社をモデル事例とする。

Q8 取締役が3か月に1回の職務執行状況報告を行えない場合の対応

Q 少なくとも3か月に1回は実際に取締役会が開催されているものの、職務執行状況報告を行わなければならない一部の取締役が出席できず、3か月に1回の職務執行状況報告を行えない場合はどうしたらよいでしょうか。

A

職務執行状況の報告は、他の適当な取締役が全員分をまとめてすることができ、他の適当な取締役に代わりに報告を行わせることもできます。

また、代わりに報告を行う他の適当な取締役がおらず、取締役会の日程を変更した場合、前回の報告から3か月を数日超えたとしても、問題ないものと解されています。

解説

1 問題の所在

「代表取締役」および「代表取締役以外の取締役であって、取締役会の決議によって取締役会設置会社の業務を執行する取締役として選定されたもの」¹（会社法 363 条 1 項 1 号・2 号。以下「業務執行取締役」といいます）が、取締役会に職務執行状況の報告をするためには、取締役会が実際に開催されなければなりません。ところが、ある取締役に緊急の予定が入り日程を変更しようとしたとき、3 か月を超えないように当初の日より前で調整すると次の取締役会までの日数の起算日が前倒しになります。すると以降のすべての取締役会の開催日も再調整しなければならなくなります。

2 制度趣旨

取締役会が取締役の職務執行の監督および会社の業務執行の決定を適切に行うためには、その構成員である各取締役は、会社の業務執行状況について、十分な情報を得る必要があります。このため、業務執行取締役は、自己の職務の執行の状況を、3 か月に 1 回以上取締役会に報告する義務を負います（会社法 363 条 2 項）。

3 他者による職務執行状況報告の可否

3 か月に 1 回の職務執行状況報告を行わなければならない取締役が取締役会に出席できない場合、まず、当該業務執行取締役の代わりに、他の業務執行取締役や取締役でない使用人（執行役員や担当部長）が報告を行えるかどうかを検討します。

この点、会社法 363 条 2 項で、業務執行取締役が「自己の」職務執行状況を報告しなければならないとされたことについて、各自が自己の職務執行状況を報告しなければならないという説もあります。しかし、これは自分が受任していない他者の業務について報告義務を負うことはないという趣旨であり、他者の業務執行状況報告をしてはならないということではありません。

したがって、法的には、代表取締役が一括して報告してもよいし、他の業務執行取締役が代わりに報告することも可能です。

また、業務執行取締役の指揮命令のもと、取締役会において、取締役でない使用人（執行役員や担当部長）が当該業務執行取締役の職務執行の状況を報告することも許されると考えられています。

なお、報告内容の性質上、他の業務執行取締役や使用人に報告させることが適切でない場合、取締役会の日程変更を検討しなければなりません。これについては、下記 4 を参照してください。

4 職務執行状況報告を行う取締役会の日程変更の検討

上記 2 のとおり、業務執行取締役の職務執行状況報告の頻度は、3 か月に 1 回以上です（会社法 363 条 2 項）。ある取締役会で報告をしたら、そこから 3 か月以内に開催される取締役会で報告をなさいという意味です。前回の報告と次の報告の間が 3 か月以上空いてはいけないうし、第 1 四半期は 4 月に報告し、第 2 四半期は 9 月に報告するというように四半期に 1 度報告をなさいという意味でもありません。

これは、業務執行取締役に定期的に報告させることで、取締役会における取締役の職務執行の監督権限（会社法 362 条 2 項 2 号）を適正に行使させるために設けられた制度で、この報告は省略することができません（会社法 372 条 2 項）。したがって、3 か月に 1 回、業務執行取締役に自己の職務の執行の状況を報告させるための取締役会を現実には開催しなければな

りません。

ただし、おおむね 3 か月に 1 回行われていれば足り、あまり杓子定規に 3 か月の日数にこだわることはなく、数日程度の遅れがあったとしても会社法 363 条 2 項の趣旨に反せず、ただちには義務違反とはなりません。

なお、この数日程度とは取締役会による取締役の職務執行の監督権限の適正な行使という観点から、実質的な影響があるかという視点で見た場合、少なくとも、数日から 1 週間程度のずれであれば許容されると解されています。

5 書面報告はできないが、WEB 開催での報告は可能

なお、法務省民事局「規制緩和等に関する意見・要望のうち、現行制度・運用を維持するものの理由等の公表について」(平成 8 年 4 月 19 日)において、「取締役間の協議と意見交換が自由にでき、相手方の反応がよく分かるようになっている場合、すなわち、各取締役の音声と画像が即時にほかの取締役に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組み」であれば、テレビ会議システムによる取締役会の開催もできるとされています。Skype や Zoom、Teams 等のサービスも、このテレビ会議システム・WEB 会議システムの一つとして利用することができるでしょう。

〔参考資料〕

- ・ 森本滋編『取締役会の法と実務』(商事法務、2015) 310 頁～〔小林章博〕
- ・ 塚本英巨「実務問答会社法第 76 回 II 業務執行取締役による職務執行状況の報告のあり方」商事法務 2334 号 101 頁 (2023)
- ・ 元木伸『改正商法逐条解説』(商事法務研究会、1981) 115 頁
- ・ 稲葉威雄『改正会社法』(金融財政事情研究会、1982) 236 頁
- ・ 渡辺邦弘「実務問答会社法第 79 回 I 業務執行取締役の職務執行状況報告の頻度」商事法務 2341 号 (2023) 83 頁
- ・ 相澤哲 = 石井裕介「新会社法の解説 (8) 株主総会以外の機関 [上]」商事法務 1744 号 103 頁 (2005)

¹ 当該後者の取締役は、いわゆる業務担当取締役であり、使用人兼務取締役とは異なるとされている（落合誠一編『会社法コメンタール 8——機関（2）』（商事法務、2009）233頁）。